第２回鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会会議録

１　日時

　　平成28年５月６日（金）　午後２時〜午後４時

２　会場

　　御成小学校会議室

３　出席者

⑴　委員

大野委員長、梅澤副委員長、長谷見委員、藤田委員、中澤委員

⑵　幹事

佐々木経営企画課担当課長、芳本都市景観課長、永野都市調整課長、渡辺建築指導課担当課長、都筑建築住宅課担当課長、齋藤教育総務課担当課長、西山文化財課担当課長、高木消防本部予防課長、（濱本学校施設課長）

⑶　事務局等

佐藤教育部長、濱本学校施設課長、柳町学校施設課課長補佐、丸山学校施設課職員、加藤建築指導課職員、江寺建築住宅課職員

⑷　策定支援業務委託業者

株式会社マヌ都市建築研究所　６人

４　傍聴者

５人

５　議題等

⑴　新委員、策定支援業務委託業者の紹介

⑵　議題

ア　活用方法の検討について

イ　耐震補強等の検討について

⑶　その他

６　議事の概要

　　別添のとおり

議事の概要

１　新幹事、策定支援業務委託事業者紹介

大野委員長　　　ただ今から、第２回鎌倉市立御成小学校旧講堂保存計画策定委員会を開催する。議事に入る前に、委員の交代があったので、事務局から紹介をお願いする。

事務局　　　　　前御成小学校長の佐野委員の退職に伴い４月１日付け神奈川県の人事異動により、新たに御成小学校長に就任された中澤校長を後任の委員として委嘱させていただいた。

<中澤委員自己紹介>

大野委員長　　　また、本策定委員会の運営をサポートする事業者（以下「コンサル業者」という。）が決定したとのことで、事務局から紹介をお願いする。

事務局　　　　　御成小学校旧講堂保存計画策定や本策定委員会の運営のサポートを株式会社マヌ都市建築研究所と委託契約した。この策定委員会にも出席し、資料の作成、内容説明、調査等コンサルタントを依頼する。

<コンサル業者自己紹介>

大野委員長　　　事務局から委員の出席状況の報告をお願いする。

事務局　　　　　本日は、全ての委員の方が出席しており、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例施行規則第３条第２項の規定により、定職数に達し、会議が成立していることを報告する。

２　議題⑴「活用方法の検討について」

大野委員長　　　議題⑴「活用方法の検討について」事務局から説明をお願いする。

事務局　　　　　議題⑴「活用方法の検討について」説明する。資料１「御成小学校の現状について」及び「学校配置図」を参照願いたい。前回の会議で梅澤委員から学校のプランを知りたいとの意見に基づき準備したものである。（「学校配置図」については、防犯の観点から本会議後に回収するものとした。）

まず、御成小学校は教室不足の課題を抱えている点について、現校舎建設当時と現在の児童数、教室数を比較した。１の児童数について、平成11年当初は児童数285人が現在は約２倍の561人に増加している。学級数も14クラスから21クラスと７クラス増加している。

また、２には今後の児童数・学級数の推計値を算出している。普通学級を対象に今後４年間算出しているが、現在の普通学級児童数が546人、学級数が18クラスであるので、今後４年間はほぼ横ばいの状況とみられる。

次に、３の建設当初と現在の教室数の比較をした。先ほど説明したが、児童数が倍増し、学級数も７クラス増えたことから、当初から準備していた普通教室は15室だったが、現在は多目的室２室、理科室１室、図工室１室を普通教室に転用し、また、平成27年度から増築棟を建設し２室増やして、合計21室の普通教室を使用している。このため、校舎内にあった理科室は理科室専用の増築棟を建設して移転させ、１室あった図工室はなくなり、また２室あった多目的室もなくなっている状況である。このほか、広いスペースであったランチルームを分割し、そこにパソコンルームを設けている。

学校配置図は、建設当初のものと現在のものを用意したので、参照されたい。

次に、資料２「旧講堂活用に係る学校の意見について」を参照願いたい。御成小学校の先生方の間で、旧講堂の活用について話し合っていただいたが、３月中に佐野前校長から意見聴取したものを取りまとめたものである。

１の学校が課題と考え、要望したい事項としては、⑴面談スペースがないとのことで、御成小学校の特徴としてオープン教室を採用しており、廊下との壁がない教室がある。教室内で保護者と面談する場合、廊下で待機している次の保護者に聞こえてしまうということである。ただし、この点については、今後、普通教室に冷房設備を設置する計画があり、その際に効率よく冷房を行うため壁を設置していくことを考えている。

⑵普通教室の不足だが、これまで話したとおり児童数の増加により普通教室が不足する状況があり、旧講堂内に必要に応じて普通教室に転用できるようなスペースがあればいいという意見であった。

⑶図工室がないとのことだが、建設当初はあった図工室を普通教室に転用してしまったため、現在はないということである。

⑷視聴覚室がないとのことだが、市内すべての小学校にあるものではないが、視聴覚室があるとよいとの意見であった。

２の課題・要望に対する対応の可能性について検討してみた。

面談スペースがないとのことについては、旧講堂には小部屋が６つほどあり、それらを改修することにより、面談スペースや小会議室としても活用することができると考えている。

普通教室の不足に対しては、旧講堂を仕切れば、面積的に普通教室３、４室分程度は確保できるが、学校としては、普通教室は校舎内で掌握しておきたいと考えており、また、普通教室としての照度等の基準を満足させる必要性から、校舎内の特別教室等を旧講堂に移設し、空いた校舎内のスペースを普通教室として利用するのがよいのではないかと考えた。

また、多目的に使用しているランチルームを旧講堂に移設し、ランチルームに普通教室を設置するということも可能性としては考えられる。

図工室がないことについては、旧講堂を仕切り、教室形態にして図工室を設けることができると考えた。

視聴覚室がないということについては、旧講堂の舞台を活用し、舞台寄りを広めに仕切ることで、広いスペースとして視聴覚室を設け、また、多目的室的な利用として、舞台を活用し、発表の場としても使用できるのではと考えた。

３の旧講堂利用における課題としては、⑴旧講堂の天井高への対応として、天井が高いため、教室等を設けても、仕切りの上部が開いてしまうと、音が隣室に漏れてしまうということがある。

また、⑵のランチルームを移設する場合だが、ランチルームの場所に普通教室を設置する場合は、ランチルームが教室形態になっていないことから、そちらの改修費用も掛かってしまうということである。

以上が、学校の意見とそれに対する対応の可能性を検討したものである。

続いて、資料３「保存活用の方向性に係る検討案」を参照願いたい。

まず、１の保存活用の方針案についてだが、ただ今話した御成小学校の現状と学校の意見を踏まえ、保存活用の方針を明確にしようとするものである。

事務局案として、次の三点を方針として挙げさせていただいた。

旧講堂の方向性については、平成27年度中に検討した結果「旧講堂の歴史的・文化的価値、御成小学校の教室不足など教育環境の現状などを踏まえ、保存した上で、学校施設として活用していく」とし、市議会にも報告したところである。

御成小学校は教室不足等、学校施設として課題を抱えており、旧講堂を課題解決のために有効活用しようとすることから、一つ目の方針として、「旧講堂を学校施設として活用することを前提とする」としたい。すでに市議会として報告している事項だが、それを大前提として考えていきたいというものである。

次に、学校施設としての活用方法だが、学校の意見を伺い、課題を整理した中で、やはり普通教室・特別教室の不足が大きな課題となっている。一方、大空間である本来の講堂としての用途は、学校を改築した時に体育館に移行しており、学校施設としては満足している。このことから、２つ目の方針として、旧講堂内部を改修し、「教室形態の施設を設置することにより、普通教室の不足等学校の課題を解決する」としたい。

次に、現在、御成小学校では、土日や夜間など学校が使用しない時間帯において、校庭、体育館、ランチルームなどを市民に開放し、活用されている。市民の利用希望もかなり多いと伺っており、利用できる施設が増えることは、市民にとっても望ましいことと思う。また、旧講堂を市民の方に親しんでもらうことからも、三つ目の方針として、学校活動に影響を与えることのないよう、あくまで休日や夜間など学校が使用しない時間に限ってだが、「市民に開放する」ことを考えていきたいと思う。

事務局としては、「学校施設として活用」「学校の課題を解決する施設」「開放を視野に入れる」、この３つの保存活用の方針を案として提示したいと思うが、委員に検討願いたい。

次に、２の活用の具体案だが、今話した保存活用の方針を案のように定めるとした場合、具体的にどのように活用できるかをコンサル業者にいくつか提案させたものである。学校の現状と意見を踏まえ、教室形態の施設をいくつか設置すること、視聴覚室等にもなるような広めの多目的室を設置すること、旧講堂にある小部屋を利用し、小会議室や面談スペースを設置することを前提に３つの案を示している。

Ａ案が教室を１室と広い多目的室を設けるもの、Ｂ案が教室を２教室とやや広い多目的室を設けるもの、Ｃ案が教室を２教室と多目的室をやや狭くして廊下を設けるものである。

この案は、１の保存活用の方針を決めていただくうえでのイメージとして仮に示させていただいたもので、方針が定まった、補強の方法も踏まえ、どのように活用するのが望ましいか委員の意見を伺い、今後、調整し決定していきたいと考えている。

大野委員長　　　資料３について議論すべき点として、まず、保存活用の基本方針として三点提示されているということである。前回の議事の中でも、基本的には学校の施設として使い続けていくということが一点目、教室としても使える事を考えていくという事が二点目、併せて市民の方にも親しまれているという事で公開も考えることが三点目で、この公開に関しては、御成小学校の建築の特質、昭和初期の建築で歴史的な風情を持っているということから、文化遺産としての重要性も考えながら使い続けていくということであったと思う。まず、基本的な方針として、学校施設として使っていくということ、できるだけ現在の施設の不足にも配慮していくということ、公開は考えていくこと、この基本的な三点について、意見を伺いたい。

長谷見委員　　　学校として活用していくとは具体的にどういった考え方か。

大野委員長　　　具体的に活用する場合の話だが、活用の具体策ということで、今回３つ図面が出ており、その前提については、おそらくこの資料５に記載されている。まず、２ページに御成小学校は価値があるということ、３ページに価値から見て、どのように守りながら伝えていくのかということ、４ページには、この資料３と同じような色分けをした図面があるので、これらについてコンサル業者から説明願いたい。

コンサル業者　　資料５の１に、「１御成小学校旧講堂価値の確認、保護の方針について」をまとめている。まず２ページ目だが、「⑴御成小学校旧講堂の価値の確認」として、旧講堂には様々な価値があるという事の再確認である。主に歴史文化的価値、景観的な価値、建築単体としての価値をまとめている。これを受けて３ページ目から、「⑵御成小学校旧講堂の価値から見た保護の基本方針案」である。文化庁は、重要文化財建造物については保存活用計画の策定を推奨し、保護と活用を両立させることとしている。文化財建造物の保護と活用にそごが生じないように、例えば、保護する部位の優先順位を付けて、活用で内部を変えなければいけない場合は保護する優先順位が高い方よりも低い部分や部位を利用するといっためりはりを付けて保存と活用を両立していく、そういった目的も持って保存活用計画の策定を推奨している。例示している第１章から第６章が推奨されている計画の構成例である。

計画の中でも一番大事になってくるのが、第２章の保護の方針である。保護の方針というのは、例えば屋根、外観など、非常に重要な部分であり、なるべく手を加えない方がよい部分と、多少保護の優先度が落ちる部分を区分するものである。さらにもっと細かく、一つの部屋の中でも壁、天井、床などの部分についても同様の方針を決める。重要文化財では保護の方針としてかなりきめ細かく設定して、そごがないように活用方針を作っていくというものである。

「２旧講堂の保存活用計画について」だが、旧講堂はまだ指定文化財ではないので、重要文化財ほど厳密に決め込んでしまうと、むしろ学校施設としての活用が難しくなるが、基本的な考え方としては、重要文化財の保存活用計画にならい、価値の優先度を付けながら、なるべくそのまま保護したり雰囲気を残していく部分とそうでない部分を分けようということである。文化庁の指針においては、全体の区分を保存部分、保全部分、その他部分と分けている。保存部分というのは、主要な軸組や、通常望見できる範囲の外観などなるべく保護すべきというものである。保全部分は、それよりもやや価値が落ちる部分だが、なるべく維持継承が望まれる部分である。その他部分というのは、例えばかなり改変されており、大きく手を加えても構わないだろうという部分である。

４ページをご覧願いたい。これは文化庁の指針を参考にしながら御成小学校旧講堂において、文化遺産としての保護の優先度というものを整理したもので、どの部分がこの旧講堂において大事なのかというところである。

赤色の部分は、歴史文化的、建築的に非常に価値を有する部分で、なるべく保存したいし、手を入れる場合でも歴史的雰囲気を継承するように努めたいというところである。外観、特に正面の東面と今小路から見える北面、南面については保存部分と考えている。逆に西面の青の部分は、外部からよく見えないものであることから、やや手を加えてもよいかと考えている。

内部は、やはり講堂の部分を保存部分としている。本建物の主用途であり、意匠的文化的にも価値が高い部分なので、なるべく当初の状態を残していくか、何か付け加えても後で取り外せるようにしたり、あるいは教室等を造っても講堂としての一体感を感じさせるような工夫をするなどデザイン的な配慮が求められる部分であるだろうと考えている。

次に青色の部分については、講堂に付属するサービス部分としてこれも重要な部分だが、付属的な部分で赤色よりやや優先度を下げる部分であるので、赤色の部分との調和に努めながら活用していく部分ではないかと思う。

南側の黄色い部分に関してはかなり手が入っているので、ここは使用者の裁量で大きく改修しても価値を損なわない部分ではないかと考えている。

次に、講堂の中でも、部分ごとに優先度があるのではないかということを４ページ下の方で解説している。例えば、天井について、一部改変等があるが非常に立派な格天井で、講堂の一体感を感じさせる優れた意匠の天井である。修復の上、保存を図ることが望ましく、講堂を活用する場合でも、このような天井の一体感が見えるようにした方がいいだろうということである。演台は講堂の中心的存在であるから、演台に近い部分はより重要度が高い部分だろうと考えている。壁については、開口部等手は入っているが、採光を考えた窓や、構造上の梁組等について保存の優先度が高いものであると考えている。床に関しては、当初の床の上に新規の床貼りをして体育館等にも使っているので、現状の床の保存優先度は他の部位に比べると低いということである。

重要文化財の保存活用計画とは異なるので、赤だから厳密に保護という事になると、活用の幅が限られてしまうことから、あくまでこの中で優先度のめりはりを付けるとしたらこうなるということで整理したものである。

大野委員長　　　ただ今説明されたとおり、活用の前提として、文化遺産としてどう伝えていくのかということが本委員会の検討において重要だということである。歴史的な建造物として伝えていくためには、４ページに示されたような基本的な考え方があってよいのではないかということかと思う。すなわち、外観部を見ると、赤い部分として玄関を含めた東面と北面、南面に関しては現状の形式というものをできるだけ将来にわたっても伝えていこうという考え方である。それに対して、学校の校舎等がある西面に関しては、他の校舎とのつながりなどを考えた上で、その部分に関しては多少形式が現状と変わるような外観、つなぎの部分が付いたりとか、活用のための部分が付加される事に関しては許容していくべきだろう。内部に関しては、大きな格天井を持った大空間というものの雰囲気を基本的には大事にしながら、青色と黄色の部分を中心に活用のための方策を練っていくといったことが基本にあって、もう１つは、教室として使う部分として、この赤色の部分に対してどうアプローチをし、不足の部分にどう対処していくのか、それを考える上で、資料３の３つの提案が今のところ出されているということであった。

資料３の１の保存活用の方針案に、旧講堂を学校施設として活用することとあるが、その前に、文化遺産としての価値にも配慮しながら活用することを前提とするという２つの前提があるのかなと思うが、いかがか。

梅澤副委員長　　資料１に関して伺いたい。現状18クラスとのことだが、18クラスが最大と考え、後は増えた時に考えるという前提でよいのか。

もう一点、価値の確認で、これには鎌倉市独特の風土があるので、市民の方もとても関心がある。この前開催された市民団体のシンポジウムでは、旧講堂をもう文化財として扱っている人もいるし、まだ学校の施設として生きている、使い続けていくものだというようなことをいう人もいる。ということは、この委員会の結論だけではなくて、ここに書かれている方針、価値の認識がきちんとコンセンサスが出てこないとあちらこちらからいろいろな意見が出るので、まずはそれが前提であると思う。資料に書いてあることはよいことであるし、もう１つは吉田先生の講演会を聴くと、鎌倉の中の大工が造ったという価値がある。どこかのゼネコンが来て造ったのではなくて、元々の地元の技術で造っているというのがある。保存活用の方針については、現実的にはこれでよいのではないかと思う。

もう一点、市民に少なくとも現状学校として使い続けていくという事を納得してもらわないといけないという話になると思うが、その中で、少なくとも前提として、将来もし文化財として保存する場合には元に戻せる、つまり全く変えてしまって現状復帰不可能というのではなく、昔の形に戻せるということが、多分前提だというように考えるが、いかがか。

大野委員長　　　まず、一点目の学級数に対して、学校としてどう考えているか、中澤委員に伺いたい。

中澤委員　　　　推計が出ているが、実際に今の児童数を見ると、この推計よりも少し多くなると思う。学区外が今現在６学年で50人ほどおり、１学年に７、８人学区外から入ってくる児童がいるということで、その人数が上乗せされると考えられる。それでも学級数が特別に大きく増えるということはないと思う。

もう一点は、今、本来普通教室ではないところを普通教室にして運用しており、それがよい環境なら問題ないが、その場しのぎで造った普通教室なので、学習する環境としてはあまり適切とは言えない。児童数が減った時に、もとの普通教室に戻して、普通教室として使えるようにする。多目的室も本来は各学年にあって、学年が集まって集会活動を行ったり、話合いができるようにと設けられていたが、そういった場所も普通教室になっている、活動が制限されてしまっているということがあるので、教室を本来の使い方をしていくことで有効活用していきたいと思う。今現在の段階でいうと教室が足りないので、少しでもこちらの方に教室ができて、こちらに移していければ、子どもたちの学習環境が整っていくと思う。

大野委員長　　　資料２「旧講堂活用に係る学校の意見について」で、学校としては講堂の中にて求めるものは、普通教室よりはむしろ特別教室の方がありがたいという意見もあるがどうか。

中澤委員　　　　普通教室としても使えるが、場所が離れているので、管理上何かあったときに対処しづらく、教員の目が届かないという心配があるということで、造るとしたら特別教室かなと考えている。

藤田委員　　　　理科室は増築されているが、校舎内に戻すのではなく、そのままで使いやすいという理解でよいか。

事務局　　　　　増築した場所に理科室としてしっかりしたものができているので大丈夫ではある。ただやはり、そこまで行くのに外履きに履き替えなければいけないなどの不便はあるが、授業としてはきちんと行える環境は整っている。

藤田委員　　　　こちらは小学校なので、避難所として使うというのはあるのか。

中澤委員　　　　体育館の方が避難所となっているが、観光客等もかなりいるから実際、そのような事態になったら、こちらも使うということは考えられる。

事務局　　　　　本来の避難所としては、今言われたように体育館があるが、駅に近いということで帰宅困難者が多く出る事が考えられるので、旧講堂を利用するという可能性もあるかと思う。また、場合によっては教室を利用することも考える。

大野委員長　　　もう一点話があったのは、文化財・文化遺産としての価値を継承するために、学校として活用していくことも考えると、将来は文化財としていくことも十分考えられるが、そうなった場合に、本来の姿にも再現できるような方法を方針として定めておくことはいかがかという意見についてはどうか。

事務局　　　　　文化財について報告したいことがあり、前回の委員会で、文化庁に文化財として登録するかどうかの話があったが、かなり前から、文化財課から文化庁の方に依頼している状況である。ただ、なかなか見に来ていただける機会がなく、今日まで期間が経っているということで、いつ見に来ていただけて登録を受けられるかどうかということはまだ何とも言えない状況である。

　　　　　　　　今、梅澤委員から、学校施設として使っていて、将来文化財に戻すという話があったが、あくまで方針としては学校施設として使うということを大前提として考えて行きたいと思うので、教室として造ったら教室としてずっと使っていきたいと思っている。

大野委員長　　　もう一点、活用の具体案についてだが、次の「耐震補強等の検討について」という議題とも密接に関係している。どのように補強して、使えるようにするのか、建物としてしっかりとした上で、どう利用していくのかということ事と関係しており、今回の資料５で、青色と黄色に塗った箇所は、前回の議論で補強の要としても使える部分ではないかということがあった。活用と構造補強と文化遺産、表裏一体の関係なものなので、耐震補強等の検討をした上で、その後に活用案について考えたいと思う。

　　　　　　　　基本的には学校施設として使うけれど、文化遺産としての価値付けも配慮しながら、活用も考えるというところまではコンセンサスは得たので、構造補強の方を先に検討したいと思う。

２　議題⑵「耐震補強等の検討について」

大野委員長　　　議題⑵「耐震補強等の検討について」事務局から説明をお願いする。

事務局　　　　　議題⑵「耐震補強等の検討について」は、コンサル業者から説明する。

コンサル業者　　資料５ページを参照されたい。破損状況の報告である。平成10年１月の御成小学校の基本調査報告書、平成27年３月の御成小学校旧講堂現況調査報告書に併せて平成28年２月、３月に調査した結果である。

まず、軸組だが、平成10年の調査によると傾きはないとされている。それから平成27年の調査でも不陸はないとされており、私どもが見た感じでは建物全体での歪み等はなく、柱等の軸組・小屋組は健全であると考えている。柱は210mm角、管柱は180〜210mm角である。外部の柱型は傷んだ部分があると思うが、これは上から貼られた添柱が傷んでいるので、本体の軸組には影響はされていないというように思われる。

小屋組だが、クイーンポスト形式のトラスが掛かっている。野地板には雨漏りがあり、これは平成10年からあり、去年の段階まで雨漏りが少し進んだ状態であった。ただ、小屋組に上って部材を見ると、部材自身はそれほど傷んではおらず、比較的健全だと思う。ただ、金具等にはサビが見られるので、詳細調査が必要かと思う。それから軒先を支持する桔木は、１間ごとに入っており、これが効いているのではないかと思う。筋交いがＸ４通り、Ｘ38通りに入っており、小屋裏から筋交いが入っていることを確認した。火打が３間ごとに入っている。それから屋根については書いていないが、平成27年にアスベストを含んだスレート葺きがあり、これを波形の鉄板に吹き替えられており、それ以降雨漏りは見られない状態である。

基礎は、有筋の布基礎で、立ち上がりが600㎜ほどある。それから、不同沈下が見られていない。ただ、小屋組の検査でコンクリートの中性化は進んでおり、圧縮強度はやや低くなっている。

床組だが、床下は乾燥しておりあまり腐食等は見受けられない。当初の床の上に板が貼られており、葺き方の方向が違うことからそれが確認された。

軒先・軒廻りだが、桔木のせいか垂木が60mm×70mmで、455mmピッチで入っていて比較的健全である。

外壁は、杉板の下見板にペンキ仕上げである。下見板には、普通は胴縁の上に打つのだが、これは軸組に直接留めた状態になっている。ただ、ペンキがほとんど剥落している。漆喰の部分は上塗りの亀裂と浮きが見られる。

建具だが、引き分け戸は鉄扉に変えられており、サビによる劣化が見られる。ただ、サッシが当初のもので残っていて、準備室の窓だけはアルミサッシに置き換えられている。ガラス窓は、パテがほとんど欠損していて、ガラスの割れている箇所も多いように見受けられる。中の扉については、寸法を少し詰めて当初のものを使っているものが多いように見受けられる。

内装だが、雨漏り等により木刷り下地の漆喰の部分が傷んだところが多く見られる。一部構造が剥がれている。ただ、下の幅木、腰壁、額縁等はペンキやワニス塗りであり、この部分は比較的健全である。天井は格天井で、これはやはり雨漏りによる板の損傷が見られるのだが、格の部分は比較的健全だと思われる。

その他、小屋に上ると、屋根に穴が空いた関係からか鳥獣のフンがある。

全体的には、一見傷んでいるようだが、軸部は堅牢に作られていて比較的健全であるというように見られる。

それから、平面図に床の、見上図に天井の、東面（正面）図に正面の損傷部分が示している。

７ページは基準法上での確認事項を整理したものである。

８ページだが、以前にも補強案があったが詳細なデータがなく、一応私どもの方にある軸部・筋交い部分を用いて、耐震診断・耐震補強案を検討中である。本日は中間報告をさせていただく。

それから、耐震補強の精度を高めるために、前回の委員会で藤田委員から提案があったように、今ある壁の強度を実験により確認して、そのデータを基に使えるものは使っていきたいというようなスタンスで考えている。

９ページは今後の工程案を記載した。

次に、御成小学校の限界耐力計算法による検討結果について説明する。

コンサル業者　　限界耐力計算による検討結果を参照されたい。

表にあるように、重要文化財の耐震基礎診断実施要領が文化庁から出ており、これを一つの基準として計算している。その表の中に「復旧可能水準」「安全確保水準」「機能維持水準」があるが、これは建物の変形量を目安として、復旧可能水準は変形が起きて倒壊する可能性がある、安全確保水準は変形はするけれども倒壊はしない、機能維持水準は多少変形するけれども建物としてそのまま使えるというような水準である。一般的なコンクリート構造や鉄骨構造でいうと、0.6以上、木造でいう耐震診断で目標とされる上部構造評定1.0以上が安全確保水準以上というところが目標となっている。その下の方に性能目標段階を記載した。今回の水準クラスが下に行くほど強いもので、一つの判断水準として復旧可能水準と安全確保水準の間に、大地震非倒壊というのを設けた。これは、大地震の時でも必要な耐力壁はあるという水準である。

３ページのグラフについて、縦軸に耐力、これは壁の強さである。横軸に変形量、変形に対してのその壁の強さを記載した。今回の建物の木刷りの壁、筋交いが入った筋交い、Ｋ形フレーム、さらに一般的な住宅に面材として使われる構造用合板、面格子を付け加えた。面格子とは、柱材等を格子状に組んで耐力材としたものである。グラフの下部に検討内容として、010から021まで記載したが、010が現況で、011から013までが大地震非倒壊までを面材と構造用合板等で行ったもの、014から016が機能維持水準、一番強い水準にするための面格子と構造用合板の必要量、017から019が安全確保水準、一般的な耐震診断の目標とされているものでの面格子と構造用合板を使ったものの必要量である。この必要量というのは、今の現況の壁をそのまま置いておき、建物の重心位置に効率よく補強材を入れると、どれだけ必要かというのを大まかに見た。020と021は今ある壁を全て構造用合板にしたものと、今の壁を面格子と片面に構造用合板にしたものを見た。

結果を５ページに示した。01の現況というのが一番右の棒グラフで表しているが、今の建物は復旧可能水準というところである。01から13が大地震に対して必要耐力壁があるようにするためにはどれだけの壁が必要かというのを、表中に追加耐力壁として記載したが、その追加耐力壁が、例えば011の面格子だと追加壁量がＸ方向に16ｍ、Ｙ方向に18ｍ必要となる。012だと、構造用合板がＸ方向に24.4ｍ、Ｙ方向に26.3ｍ必要となるということである。大地震時非倒壊の性能水準では、013の面格子と構造用合板を片面貼りしたものがＸ方向に10ｍ、Ｙ方向に11ｍと一番少ない。その下の017〜019は安全確保水準、一般の耐震診断の目標とされているものだが、ここでいうと面格子と構造用合板が30ｍぐらい必要になる。014、015の機能維持水準だと、構造用合板が一番少なくて75ｍともかなりの量が必要になってくるという結果である。

６ページの020、021が、今の壁の窓がないところを全て構造用合板にしたものと、面格子の片面構造用合板にしたものがどの水準になるかといったものである。020を見ると、構造用合板がＸ方向だと安全確保水準でＹ方向が大地震非倒壊であり、021も同じ結果となっている。

７ページからグラフがあり、上のグラフがＸ方向（南北方向）、下のグラフがＹ方向（東西方向）である。グラフの見方だが、縦方向が加速度、横方向が変形量となっている。赤色とオレンジ色と紫色の３本の線があり、一番上の赤色が大地震が来たときに必要な壁量、つまり壁の強さはこの赤色の線より上になければならないということである。真ん中の紫色の線は大地震の２分の１の地震が来たときに紫色の線より上に必要耐力がないといけない。一番下のオレンジ色の線が中規模地震に対してである。０から伸びている青色の線が建物の強さである。上のグラフのＸ方向で見ると、大地震の２分の１の線を超えたところで青色の線が交差しているということで復旧可能水準、復旧可能水準というのは大地震の２分の１をクリアしているという水準である。このグラフは、大地震で一つの目安だが、地震に対しての余裕度を見るためにこのグラフがよくわかるのではないかということで提示した。

17ページの検討020だが、これは現況の窓のない壁を構造用合板の両面貼りにしたときのグラフである。Ｘ方向が安全確保水準、Ｙ方向が大地震時非倒壊の水準となっている。Ｙ方向が大地震非倒壊となっているが、大地震に対しての余裕度というのはほとんどなく、少し超えているだけで、要は地震の大きさがブレたり、今すぐ必要な壁の量が強さがなく倒壊してしまうギリギリなところである。なぜこういった判定かというと、構造用合板等では初期は非常に強いのだが、変形量が多くなっていくと、要は留めているところが外れていって耐力が落ちてしまうので、変形量が大きくなると、途中から折れているというところが影響している。今回の熊本地震のように、何回も大きな地震が来たりすると、この変形量は積み重なって行くので、初期に強いだけでは、水準は超えているけれど余裕はないといったところが見て取れる。

18ページの検討021だが、これは面格子に片面構造用合板を造ったものである。筋交いの代わりに面格子を入れたものと理解していただきたい。これを見ると、面格子というのは変形量が大きくなっても耐力はどんどん上がっていくので、大地震での必要耐力を超えても余裕度がかなりある。ただ、クライテリアは変形量だけで見ているので、余裕度がなかなかクライテリアで安全確保水準とか機能維持水準というのには現れてこないというのも、このグラフで見て取れる。この結果で言うと、面格子は、余裕度が非常にあるというのがメリットだと思う。

７ページの現況のグラフで、今の現況の状態がわかるのだが、これは一般的な木刷りと筋交いを入れて、建物の強さを入れたものであり、壁の実大試験として実際の漆喰を塗って試験すると、この水準がもっとリアルに建物の強さが出てくる。もう一点、建物が非常に高いので高さの低減を階高で入れており、試験の時にも幅と高さを建物に沿った形で取ると、そこの低減値もリアルな形で出て、この建物の強さの値が上がってくるのではないかと思っている。そうすると、必要な補強をする部分も減らしてみていけるのではないかと考えている。

大野委員長　　　後半の構造補強の可能性に関しては、７ページ以降の資料で、仮に一般的なデータから持って来ているので、具体的に旧講堂の壁がどのくらいの力を持っているのかという事をきちんと把握した上で見直せば、数値が大きく変わっていったりするので、本格的な耐震方策はこちらをやってからの方がよいということで、その辺に関しては前回も藤田委員から指摘があったので、藤田委員からコメントを頂きたい。

また、19ページに耐力壁位置図があって、いわゆるＹ方向に壁がなくて大丈夫なのかと思ったのだが、その点についてもコメントを頂きたい。

藤田委員　　　　高さは重心位置５ｍくらいで取っているのか。

コンサル業者　　今回の建物は少し不形なので、重心位置的にはこの面の真ん中くらいに、ほぼ来ている。平面図の中央位置である。

藤田委員　　　　高さはどれくらいか。

コンサル業者　　階高の高さは、4.9ｍで見ている。

藤田委員 部屋を剛体で一体として動くと見ているか。

コンサル業者　　そう見込んで行っている。高さ低減は、４ページにそれぞれの壁の要素に対しての低減値を記載している。筋交いが釘打ちだったのでその低減と、高いところの筋交いがどこまでかというところを見ている。

藤田委員　　　　そうすると、最終案がとりあえず決まったとして、現在ある壁を最大限残してもＹ方向は足りないということか。

コンサル業者　　そのとおり。

藤田委員　　　　Ｘ方向もギリギリということか。

コンサル業者　　そのとおり。

藤田委員　　　　ここを避難所に使う可能性が出てくると、とても足りないということか。

コンサル業者　　そのとおり。

藤田委員　　　　避難所については、また検討してもらう方がよいかもしれない。

これから改修した場合に、既にいろいろな壁を入れる案を頂いているが、この壁は比較的自由度が高いので、ここでかなり耐えられると、補強しやすいかもしれない。ただ、文化財的価値を考えると、あまり改変はしたくないというのが一方であるので、おそらく大きい部屋の両側をできるだけ固めていき、中央で木を支えるという形だと思っているので、中央を支えるにしても両側の壁の効果を出すためには、天井の裏の水平方面の補強と、合わせて天井の落下防止策というのが大きな課題と思う。

補強案によっては、周りがしっかりすれば中央の木刷りの壁をどの程度貢献するか、ほとんど微々たるものになってしまうかもしれないが、平行してやれるとよいと思う。

高さ方向を少し検討して、普通の住宅指標で考えているので、あれだけ高いとできれば何らかの形で数値を設定するのがよいと思う。

大野委員長　　　正確に建物の強さを判定する上で、この建物に見合った実大実験を経た上で最終検討をやるということがよいのではないかと思うが、いかがか。

長谷見委員　　　調査結果や、雨漏りがあったなどというと、電気関係が心配な状態である。

説明の中で建築基準法第３条の適用除外と言われているが、例えば指定文化財の時に第３条の話をするのだが、基準法に合致しているからよいということを文化庁は決して言いわない。なぜなら、重要文化財の審議会で国の責任となり、そこで一番嫌なのは、文化財にしたら人が亡くなることが起こった場合である。そうなると文化財保護が成り立たなくなるので、特に避難安全管理の規定はどう行うのかという事を明確にしておかないといけない。

また、現状の改修案を拝見して気になるのは、小屋裏の界壁のところである。小屋裏の界壁は無駄にある訳ではなく、学校では割と大きな火事になってしまう事が多いのだが、あれは小屋裏をどんどん火が走っていって、それで消防隊も分からない間に小屋裏で火が広がってしまって、全焼してしまうというのが度々起きるからである。避難所も非常に危険なので、それが現状の状態やＡ案くらいだと考えやすいのだが、Ｂ案Ｃ案だと黄色の部分がかなり大きな割合を占めていて、多目的室が文化財での使われ方になっていくと思うが、黄色と赤の部分はかなり違う使われ方をされて、そういう場合は少し危ないので、そこはきちんと考えていただきたい。

また、昼間子どもたちがいることが心配であるのであれば、今火災感知器がかなり発達しているので、それと連動させてやっていくなどやり方はあると思う。そういったところを考えていかないと心配である。

それから、法律には抵触していないかもしれないが、学校が建て込んでいて、講堂がかなり大規模なので、どこかで火事が起きるとやはり延焼しやすい。これは建物側に対策を講じるのはちょっと無理なので、やはり消防対策をどうやっていくのかというところを考えていかないといけない。

大野委員長　　　長谷見委員の意見では、一つは文化財として残す場合の方法として、文化財となると建築基準法の適用除外が取れる可能性がある。例えば茅葺きができるとか、石の上に建てる建築というようなことができるのだけれど、文化遺産を守るための装備としては手を抜くという意味ではなく、小屋の防火区画を考えてみるということが必要なのではないかということである。

講堂の中を細かく使った場合に、その接続部分の使い方の違いで避難誘導するということもきちんと考え、もう少し大きな点で区画全体の防災計画の中でからめて考えていく必要があるという指摘であったと思う。

例えば、藤田委員の話にあった、真ん中の赤色に塗られている部分の講堂本体、天井は基本的に文化遺産として、きちんと特徴を伝えていくということが皆さんの総意ではないかと思うが、その部分の構造に関しては、できるだけ押さえて表面と天井裏とを、軸組をつなぐところの強さにもよるのだが、両脇のところは中の階層も含めて補強を兼ねて活用も考えていく。

問題は、天井の高い構造の中に教室を入れ込む方法だが、この図面を見ると、仕切りをもっと付けて、雰囲気の違うものにしてしまうというように取れてしまうのだが、非常に天井が高いので、入れ子式に耐震シェルターのようなものを入れて教室にして、廊下も含めていくという方法も十分あると思う。耐震シェルターを設置できるような床を認めるということであれば、その文化遺産としてのあり方と、学校の教室の足りない部分に対する提案、例えば資料３のＡ案の青色の教室みたいなもの、一応控えとして予備教室みたいなものを設けておいて、本教室の方はＢ案のような形で二部屋端の方に付けて、それは仮設的な、シェルター的なもので置いて、もし将来的に100年後などに、文化財になって、それは使わなくてもいいということになったら、提供できるというような形にしておいて、シェルター的に使っている間は、天井は奥まで見える。そういった形でやれば、最初の文化遺産としての考え方とか、学校としての使い方は、両立するのではないかと思う。今日の案を具体化していく中で、そういうことも考えられるのだと思う。

梅澤副委員長　　設計者として以前学校関係を扱ったことがあるが、できるだけオープンで一つのものというのはあったし、つまり隣同士で別のことをやっているかどうかというと、逐次検討していけばかなりオープンで使える、ちょっと間仕切りがあれば利用に耐えるというようなことをうまく講堂の中に入れていくというのは、逆に言えば子どもたちが、あの空間で過ごしたというのが将来は果てしない財産となると思う。何年前のお爺さんも曾お爺さんも通っていたというのが果てしない財産なので、それをないがしろにすることはできないだろうと、設計者としては思う。普通に壁にするということではなくて、設計の問題として。プログラムとしてはあっていいが、それは設計で何とか改善してほしいという事が一点。

それから、私が設計するとしたら、これは上にハイサイドライトがあるが、それと斜めのトラスが入ってくるということは、なんとなくここに差しが入っていると思う。普通の大工であれば、上だけつないでこういった風にやるのかどうかというのがちょっとわからないのだが、柱の途中にここまでが屋根の一体のトラスが一体となるはずなので、ここに横ずれの差材が普通の大工であったら入れると思う。それを調査されているかどうか。それによっては階高の設定の仕方も考え直した方がよい可能性があるかもしれない。昔の大工がやったとすれば、おそらく金物ではなくて長物しか使っていないので、もしここで差すとすればかなりちゃんとした差物が入っているのではないかという気がするだが、ここは調査できないと思うが、調査されていれば伺いたい。

そういったことを確かめた上で、限界耐力の計算を入れていかないと、重心の位置が、窓を含めて屋根側の方に、変化していくのかなという感じがする。特に下屋の高さを見るとちょうど高さがそろっているから、なんらかのものがあるのではないかなと。これはあくまで想像であるのだが。

コンサル業者　　部材が入っていることは確認しているが、その接合は現時点では不明である。

梅澤副委員長　　木刷りの強度とともに、軸組の調査もきちんとやらないと、よい結果が出てこないのではないかと思う。

大野委員長　　　逆にいうと、桔木が下がってくる柱の下辺りからバットレスで支えるとうまくいくのだろうか。

梅澤副委員長　　そうかもしれないし、いろいろな方法の可能性が出るので、そういったところを含めて補強を行っていったらよいのではないか。

大野委員長　　　今の梅澤副委員長の意見は、実験をする場合、部分的に少し外してみて、実際の躯体の構造を押さえた上で検討するということが必要だろうとのことである。

梅澤副委員長　　それと、教室を二つ続けて計画しているが、多分入れるとなると、次に軸組は大丈夫だとしても、天井はどうだろうか。漆喰で固めてあるバットレスの部分で、下側のところが揺れて落ちてくる可能性がある。逆に言えば、そういうところは子どもが危険なので、教室は真ん中に寄せて、両側は廊下にするとか別の工夫も必要だろう。

多分それは設計のレベルだが、そういうものをきちんとやるという事を総合的に考えていくとよいと思う。

大野委員長　　　基本的には、議題⑵の構造補強に関しては、委員会としては、実大実験で現在の軸組の仕様を小屋組まで含めて検討して実際どうなるのかを確認してもらいたいということが一点である。

　　　　　　　　もう一点が構造、それに合わせてどうシュミレーションしていくかということだが、今の話で、現状の壁だけではなくて、支えがどうなっているのかということと、防火区画を含めたトラスの小屋組の補強、及び、天井の落下防止を含めて、少なくとも天井が落ちて来て死者が出る事のないようなことの検討が、活用の上でも必須だろうということである。

その上で最初の議題⑴の保存活用の方針ということだが、やはり、保存活用の方針案としてあるので、学校として使うことを第一にするが、資料５にあるように、御成小学校自体の今までの歴史的経緯を踏まえて、文化遺産としての継承もできるということを併せて考えて、それを調整していくということが方針にあるということかと思う。

藤田委員　　　　先ほど大野委員長が言われたＢ案Ｃ案で、構造補強の観点からいうと、上を支えるというのがとても重要で、壁の補強を入れた場合に、梁とどうつなぐかというのが大事なポイントになり、この場合、小屋組がトラスなので、途中で支えるというよりは、両側の壁を補強していくということがおそらく有効なのかと思っていて、バットレス的なものを壁に入れて、今ある壁を補強して、Ｘ方向は今ある壁を補強する、場合によっては付加して大きめに造るかと思うが、Ｙ方向は教室の中には袖壁みたいなものを付けるとか、多目的室でも許されるのであれば袖壁のようなものを入れて、中は棚として使う等使い方を考えていく方法もあり得るのかなと思っている。

このことから、壁の辺りの補強を大事にしたい。ただでさえ貴重な天井を突き抜けて造るというのはかなり見苦しくなってしまうので。崩れてきても壊れないようにというとものすごい頑丈なものになるが、ガラスで見えにくくする等、いろいろな方法ができると思う。

あと、一点伺いたいのだが、多目的室というのは視聴覚室を兼ねた教室と読めるのだが、今はＰＣルームと視聴覚室というのは別のものなのか、それとも兼ねて使っているのか。

中澤委員　　　　ＰＣルームというのは、今はパソコンを個人で使うから、一人ひとりが操作する場所であり、視聴覚室というのは、皆で一斉に映像を観たりなどしている。

藤田委員　　　　大画面で観ているのか。

中澤委員　　　　大画面である。

藤田委員　　　　自分たちで一台一台で観たりはしないのか。

中澤委員　　　　あまりしない。パソコンでやる場合は個人の作業が多い。自分の課題なり自分の調べたいものを、個人で調べる部屋である。

藤田先生　　　　分かった。ＰＣルームでも兼ねているのかと思ったのだが。

中澤委員　　　　将来的にはそういった形になってくる可能性もある。教科書のデジタル化などもあるので。ただ、皆で同じものを一斉に観るという場が基本的に必要である。

藤田委員　　　　この二つは基本的に別のものとして扱うという事であろう。

長谷見委員　　　次に、図の色づかいは変えた方がよいと思う。保護の方針の図はこの建物のどこを保存し、どうするかという方針の図であって、活用の具体案である今後どういうようにしようかという図と、同じ色が使われており、ミスリードを引き起こしそうなので、基本的に色は変えた方がよいと思う。

コンサル業者　　了解した。黄色を教室としているが、思いとしては保存するようにし、なるべく既存の部材の上にふかすとか、元の部材を活かしながら、100年後に学校の状況が変わったのであれば、外しても問題がない、そういうような意味合いを込めて設定した。

大野委員長　　　文化財的な面と学校としての活用と両面を考えながら、最終的には学校として活用ということになるのであろうが、将来的には、講堂としてもできるように決定的な改装を加えないという中で使ってもらうというような基本方針だろう。多少コストが掛かってくることになるが、事務局としてはどう考えるか。

事務局　　　　　学校施設といっても市民の方々の公共の財産である。これを、コストを掛けて保存活用を図っていこうという考えなので、将来その財産であるものが市民の方々にとって、どういった形で継承されていくのか、活用されていくのか、その可能性というのはできるだけ残して考えていくというのが必要だと思う。つまり、先ほど委員が言われたように、当面は学校施設として活用していく、100年後にはもしかするともう学校施設としての機能はなくなるかもしれない、そういう時は、文化財として多くの方がそれをまた鑑賞したいとか、活用したいとか、そういった使い勝手というのも出てくるだろうと思う。その可能性が残されているのであれば、そのような活用方法を考えていきたい。

大野委員長　　　そうすると、例えば活用の具体的な面まで、どこまで作ればよいのかというのはどうか。先程のコンサル業者の資料の中に、この会議の日程を全体６回で、保存活用の計画を策定するという目的があると思うが、自主設計までやるという訳ではないのだが、自主設計をする上でどういう方針で具体的なイメージとしては、こういう使い方やこういう方法があるだろうということを示していて、安全性を確保するということと、学校施設の課題を解決させていくために検討していくということを確認するということでよいか。

事務局　　　　　基本的には委員長が言われた考え方でよいと思う。それで、今回この検討委員会でお願いしたいのは、基本計画のレベルでお願いできればと思うのだが、その基本計画の中には、必要とされるコストの算定を、できれば大まかなものでも頂きたい。そのためには、その活用の中で、例えばシェルター型の教室であったら何教室設置すると幾らになるとか、そういうような形で示していただければと思っている。

大野委員長　　　そうすると、実験を想定しないと。

藤田委員　　　　先ほどの話だと、高さがあるので切るところはこの位置ではないと、なので下がったところから、５ｍは相当大規模なものになるので、それができるところをいくつか確認してみる。

大野委員長　　　事務局としては、実験の方を補正予算に組み込みたいということでよいか。まだ予算化されていないので。

事務局　　　　　今年当初予算の中では、この実験は想定していなかったので、予算がない状況である。それで今回のこの会議を通じて委員の方々から実験をした方がいいのではないかというご提案を頂けたのであれば、それを基にこれから関係部局に掛け合って、議会に諮り、補正予算に載せられればと考えている。

　　　　　　　　急ぎのことだと思うので、できたら今度６月議会があるので、そこに載せられればと思う。

大野委員長　　　これまで第１回、第２回で会議があり、10月には基本計画のたたき台ができていたい、工程としてはそういうことでよいか。

事務局　　　　　当面は、今あるデータで計画し、実験データが出次第それを補正していくという形で想定している。

大野委員長　　　そういう形で、実験を今進めているという形で、データは多少変わるかもしれないけれど、基本的な方向はこういう形で考える。実験の結果で、大きく補強方針が変わるということはないだろうか。

藤田委員　　　　それはないと思う。

大野委員長　　　了解した。そういうことなら、今日の議題⑴に関しては、事務局が示した資料３の、今後の活用の方針のところに文化財的な位置づけも配慮するということを書いていただくこと、それと議題⑵の構造補強に関しては、実験をすることをぜひ考えたいということで、具体的な補強の方針も逐次委員に相談しながら、今のところはＹ方向に新たに耐震壁のようなものを施すなど活用に差し障りのない方向を考えながら検討していくことを考えつつ、防火区画の問題も含めて、検討するという方向で進めさせていただくということでよいか。

藤田委員　　　　ちょっと気になるのが、実験の試験体を作る時に、接合部がどうなっているかなど実際の建物の仕様がわかっていないと意味がないので、一部解体したいと考えている。なので、解体をさせていただけるのか、そこまでやった上で、試験体を作成して、漆喰なので乾かしてというと、年内でもギリギリだと思う。なので、全体のスケジュール上で果たしてそれが載るのかどうか、載らないのであれば、もう少し小さくするということもあるし、今年度中に結果が出て今後微修正をする、どちらかというと補強が減る方針で修正をするというので許されるところなのか。その辺のスケジュール感が分からないのだが。

大野委員長　　　基本的には基本計画でコストを出す段階で、もしかしたら現在進行中の実験の状況からすると、補強が減るかもしれないということが入れられるかもしれないけれども、それでよいのかということ。例えば、何億円というのが今の状況であったら、補強はこういうようになるけれども、実験の結果では多少補強箇所が減ってくるということに関して、どういう形でコストが出るのか。実験にそのほかのメリットはあるのか。

藤田委員　　　　特にはなく、うまくいけば補強が減らせるということである。

大野委員長　　　ということは、基本設計の段階では、もしかしたら実験のデータは参考程度にしか入れられないのだが、自主設計の段階ではそれを取り込んで、活かした中で計画を立てていくというような基本計画であれば可能性がある。実験を年度内に行い、それを活かしていく。中間データだけをもし入れられたら入れていく。

藤田委員　　　　そういったスケジュール感でよいか。

大野委員長　　　できれば年度内に実験があって、データ見込みが出るのがありがたい。

コンサル業者　　今回計算したベースというのは、普通の耐力要素として、木刷りとＫ型ブレスと筋交いとあるのだが、漆喰というのは耐力要素として満たされていないので、計算に入れてない。だからきっと、実大実験をして、漆喰の壁の厚みで上がると思う。その上がったものが計算値としてプラスの方向に働く。ただ、ややこしいのが外壁は片面だが内壁は両面塗っているので、試験を片面だけでやるのか両面だけでやるのかというところが議論の余地があると思う。

藤田委員　　　　おそらく、免震を考えなければ、２倍と単純に見てもそう大きくは変わらないかなと思う。両面やって２分の１にするのか、片面やって２倍にするのか、考えた方がよいかと思う。試験結果としては強くはなるかと思う。ただ、高いというのが少し心配である。高いとなると、相対的に強度が低くなるので、今それを定義付けているのだが、それ相応の値になるのか。

コンサル業者　　５ｍ近くとなるとなかなか試験をするところがないので、それを計算上は高さと幅の比で行っているので、普通の2,730mmの高さで置いておいて、幅で小さくして、試験をやって数値が取れるのかなと思う。

藤田委員　　　　その辺は検討の余地があると思う。

大野委員長　　　その点は藤田委員にお願いできればと思う。

３　その他

大野委員長　　　それでは、最後に「３その他」だが、委員から意見があればお願いしたい。

長谷見委員　　　学校は建物が建て込んでいるので、火事のとき広がりやすい感じがする。過去の経験上、学校は結構火災が発生してしまう。学校は時間が経つと、例えばクラスルームが毎年変われば配置を変えて物置がなくなってしまい、そうすると本来物置でなかったところが物置になる、それで出火原因になりやすいということがある。学校が出火になりやすいのは放火、いたずらが非常に多いのだが、大体出火するのはそういった場所である。そこは、こういった機会に見直していった方がよいと思う。普通の学校に比べたら、密度が高いので。

大野委員長　　　その他意見はいかがか。

梅澤副委員長　　結局は、４ページのこの写真、この空間を守るということが議論の行き着く先になると思う。先ほど藤田委員が言われたように、器具が少し付いたくらいでは、その空間の質は全く変わらないから、これを活かした形で構造補強は考えられないか。プランもそれしか考えられないのなら、それに沿ってやれば、実験は実験でするし、プランはプランでなるべくこういうことが触らないようなことを考えていくというのを共通項にすれば、スケジュールは楽になるだろうと思う。

大野委員長　　　そういう方向で、いろいろ考えられそうだということであろう。

それでは、事務局から何かあるか。

事務局　　　　　本日のスケジュールはこれで全て終了であり、次回の日程調整をさせていただきたい。

<各委員、日程調整>

大野委員長　　　それでは、今のところ第３回を７月19日（火）午前に開催を予定することとする。

以上をもって、第２回鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会を終了する。